

# ハートフル学生応援事業に関する Q & A

令和3年5月1日策定

## 1 対象について

**Q1 市外居住の学生ですが、住民票は大垣市のままです。対象となりますか？**

A1 対象となります。(要綱第3条第1号関係)

市外に居住していることを要件としており、市外に住民票を有していることを要件とはしていません。

よって、住民票が大垣市のままでも、市外居住であり、保護者等が市内に住民票を有していれば対象となります。

**Q2 市以外の出身で市内居住の学生ですが、住民票は市外のままです。対象となりますか？**

A2 対象となります。(要綱第3条第2号関係)

解釈は、Q1に対するA1と同様のため、省略します。

**Q3 学生寮に住んでいますが、単身の学生生活として対象となりますか？**

A3 対象となります。

申込書の様式にも記載のとおり、居住地を証明する書類等の写しとして、入寮証明書を提出いただくことも可能です。

**Q4 単身で学生生活をしている高校生ですが、対象となりますか？**

A4 要件(要綱第3条関係)を満たせば、高校生でも対象となります。

本事業は特産品の送付をもって単身の学生生活を応援することを目的としており、要綱上、対象が多いと想定される大学生を代表として「大学等」という文言を使用しておりますが、「大学等」の定義は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校としております。(要綱第2条第1号関係)

よって、単身で学生生活を送る高校生の方も、本事業の目的に合致するものであり、対象となります。

<参 考>

学校教育法(抜粋)

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

**Q5 「保護者等」にあたる者がいませんが、対象となりますか？**

A5 既に亡くなられている等の理由により、「保護者等」に該当する者がいない場合は、それらを証明する書類等の写しをご提出いただければ、対象となります。  
手続きで迷われる場合は、申込前に、お気軽にお問い合わせください。

**Q6 留学生ですが、対象となりますか？**

A6 大垣市内の大学等に在学中の留学生の方は対象となります。(要綱第2条及び第3条第2号関係)

上記に該当する方は、保護者等(ホストファミリー含む)と同居していないことを証明していただく必要がありますので、それらを証明する書類等の写し(在留カードの写し等)をご提出ください。手続きで迷われる場合は、申込前に、お気軽にお問い合わせください。

なお、本市より海外へ留学中の学生の方は、本事業の「大学等」の定義(要綱第2条)に該当しない(国内の大学等に限定)ため、対象外となります。ご理解賜りますようお願いいたします。

**Q7 「出身」の解釈に悩んでいます。どういう状況であれば「出身」と言えますか。**

A7 本事業における「出身」とは、過去に1度でも住民票を有していたことを想定しています。

「出身」の解釈で悩まれる場合は、申込前に、お気軽にお問い合わせください。

**Q8 「保護者等」の定義を教えてください。**

A8 学生の方が、未成年の場合は親権を行う方、成年の場合は父母兄弟又はこれに準ずる親族の方などを指します。(要綱第2条第3号関係)

「保護者等」の解釈で悩まれる場合は、申込前に、お気軽にお問い合わせください。

## 2 申込について

**Q9 「保護者等」にあたる者ですが、子どもに代わって、申込することはできますか？**

A9 対象となる学生に代わって、保護者等の方からお申込いただくことは可能です。(要綱第4条関係)

保護者等の方が申込される場合は、本事業へ申込することに加え、特産品は対象となる学生の現住所に送付させていただくこととなりますので、特産品の受け取りを確実にしていただけますよう、お子様にお伝え願います。

**Q10 申込はいつからできますか？**

A10 受付開始の令和3年5月1日からお申込いただけます。  
なお、受付終了は令和3年6月30日までとなっておりますので、ご注意ください。  
※ 郵送については、期間最終日（令和3年6月30日）当日の消印有効です。

**Q11 メールでの提出の場合、件名はどのように記載すればいいですか？**

A11 メールの子名は、以下のとおりとさせていただきます。  
メールの子名：【申込者の氏名】ハートフル学生応援事業の申込について

**Q12 メールでの提出を考えていますが、申込書の様式上に、証拠書類の画像データをうまく貼付することができません。どうすればいいですか？**

A12 必ずしも申込書の様式上に貼付していただく必要はございません。  
申込書とは別のファイルデータとして、画像データ（推奨：JPEG形式）のままメールに添付いただき、ご提出ください。

**3 特産品について**

**Q13 特産品はいつ頃届きますか？**

A13 書類の確認や発注等の関係上、お申込より1か月程期間を頂戴したく存じます。  
ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

**Q14 申込期間内であれば、複数回にわたり特産品をもらうことはできますか？**

A14 公平性を保つため、特産品の送付は、対象となる学生の方1人につき1回限りとさせていただきます。（要綱第3条第1項関係）  
よって、仮に複数回申込いただいたとしても、送付は1回限りとさせていただきますので、複数回にわたり特産品を送付することはございません。

**Q15 特産品を実家に送ってもらうことはできますか？**

A15 本事業は、特産品の送付をもって単身の学生生活を応援することを目的としておりますので、対象となる学生本人が居住する住所以外に送付することはできません。  
帰省等により長期不在とされる場合は、申込書の「現住所（発送先）」欄に、その旨を記載の上、お申込ください。

**Q16 特産品が届く日付を指定することはできますか？**

A16 書類の確認や発注等の関係上、日付指定による特産品の送付に対応することはできません。

ご理解賜りますようお願いいたします。

**Q17 特産品の種類を見ると、常温保存の物しかないように見えますが、なぜ冷蔵や冷凍の商品を取り扱っていないのですか？**

A17 お見込みのとおり、本事業で取り扱う特産品は、最低1月以上日持ちする常温保存可能な商品としております。

冷蔵・冷凍の商品につきましては、

- ・ 商品が傷みやすいこと
- ・ 確実に消費いただける期間を設ける必要があること
- ・ 特産品の発送・受取が円滑にいかない場合でも、対応できる商品とする必要があること

等の理由から、取り扱いほしないうこととしました。

ご理解賜りますようお願いいたします。

#### 4 アンケートについて

**Q18 回答期限はいつまでですか？**

A18 回答期限は令和3年8月31日までとなります。

**Q19 アンケートは必ず提出しなければいけませんか？**

A19 任意調査として実施しておりますので、必ずしもご提出いただく必要はございませんが、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、今回の事業の効果検証や今後の取り組みの検討を進めていくにあたり、参考にさせていただきたく思っておりますので、ご協力いただけますと幸いです。